

軽自動車税が減免されます

一定の要件を満たした方で「身体障害者手帳」や「療育手帳」等の交付を受けている人が所有し、本人またはその方のために生計同一者や常時介護者が運転する軽自動車については、申請により当該年度における軽自動車税の減免を受ける事ができます。

なお、車検証に「車いす移動車」等の記載があるものも減免が受けられます。

※注意事項

- ・一人一台に限りますので普通自動車税（県税）を減免される方は受ける事はできません。
- ・障害の区分・等級等によっては減免を受けられない場合があります。
- ・車検証の所有者欄もしくは使用者欄が障害者等本人の名義でないと申請できません。
（ただし、18歳未満の身体障害者や精神障害者は生計同一者名義で可）
- ・県自動車税の減免制度一部改正により、軽自動車税も減免の対象となる障害の範囲を拡充します。詳しくはお問い合わせ下さい。

●申請に必要なもの

- ① 車検証
- ② 運転者の運転免許証
- ③ 印鑑（軽自動車の所有者の印鑑）
- ④ 「身体障害者手帳」「療育手帳」「戦傷病者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」等いずれか
- ⑤ 減免を受ける分の本年度納付書（軽自動車税納税通知書）

※納付しないようにして下さい。

●申請期間・場所

平成22年4月23日まで（納期限7日前）に住民税務課または住民生活課へ

【問合せ先】

住民税務課 ☎ 22 - 3037

住民生活課 ☎ 25 - 2511



健診から始める健康づくり ～ その4～

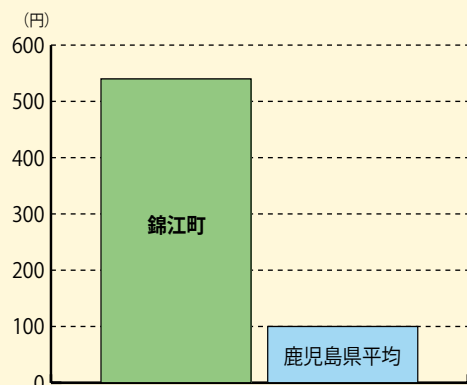


図) 国保の平成21年度5月診療分

- ★ くも膜下出血での1人あたりの費用額を図で示したものです。
県内でワースト1、県平均の約5倍となっています。
- ★ 原因のほとんどが「動脈瘤の破裂」と言われています。
脳に発生した動脈瘤があると、高血圧などにより動脈瘤が破れ出血し、くも膜下出血を発症してしまいます。
(動脈瘤：高血圧により動脈の一部がコブのようにふくれてしまう状態。)

生活習慣病や心身の衰えは、薬だけでは改善されないことはみなさんもよくご承知のことと思います。健診を受けて「安心」を得ましょう。

【ご自分の健康とご家族のために年に一度は健診を受けましょう】